

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第43号

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（貸付金の返還） 第11条 略</p> <p>2 大学院の修士課程の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生（第13条第1項第4号において「大学院の修士課程の修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から<u>修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内</u>（同条の規定により猶予された期間がある場合にあっては、当該猶予期間を加算した期間内）に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>3及び4 略</p>	<p>（貸付金の返還） 第11条 略</p> <p>2 大学院の修士課程の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生（第13条第1項第4号において「大学院の修士課程の修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から<u>10年以内</u>（同条の規定により猶予された期間がある場合にあっては、当該猶予期間を加算した期間内）に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>3及び4 略</p>
<p>（返還の債務の履行猶予） 第13条 略</p> <p>2 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 鳥取大学の大学院の修士課程又は<u>博士課程</u>に進学し、<u>これらの課程</u>に在学しているとき。</p> <p>（3）～（5） 略</p>	<p>（返還の債務の履行猶予） 第13条 略</p> <p>2 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 鳥取大学の大学院の修士課程に進学し、<u>同課程</u>に在学しているとき。</p> <p>（3）～（5） 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還については、改正後の鳥取県看護職員修学資金等貸付規則第11条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。